

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

特定市民農園用地の評価

Q : 私は、特定市民農園の用地として市に貸している土地を、子供に贈与しようと考えています。贈与税の計算をするにあたり、評価上何か考慮してもらえるのでしょうか。

A : 自用地としての価額から、その価額に30%を乗じて計算した金額を控除した金額で評価します。

【解説】

緑豊かなまちづくりの推進、自然とのふれあいの場の確保などのため、現在、各地方公共団体において市民農園の整備が進められています。特定市民農園は、土地の賃借期間が20年以上であり、正当事由がなければ土地所有者が土地の返還を求めることができないものであることなどから、その土地については、相当長期にわたりその利用が制限されることとなります。

そこで、特定市民農園の用地として認定を受け、地方公共団体に貸し付けられている土地については、地方公共団体が設置する市民農園整備促進法第2条第2項の市民農園等であることなどの要件を全て満たす場合、その土地が特定市民農園の用地として貸し付けられていないものとして評価した価額から、その価額の30%相当額を控除した金額によって評価されます。

この取扱いの適用を受けるに当たっては、その土地が課税時期において特定市民農園の用地として貸し付けられている土地に該当する旨の地方公共団体の長の証明書を申告書に添付して提出しなければなりません。

